

香川県消防広域化推進計画

平成20年3月

香 川 県

目次

I 消防の現況及び将来の見通し	1
1 消防本部設置の経緯.....	1
2 これまでの消防の広域化への取組状況.....	1
3 消防本部の現状.....	2
4 消防本部の実情.....	3
5 消防需要の動向.....	6
II 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	11
1 消防の広域化の必要性.....	11
2 消防の広域化を推進する基本的な考え方.....	11
III 消防の広域化の対象となる市町（広域化対象市町）の組合せ	12
1 県内17市町の全てを広域化の対象.....	12
2 直島町の常備化の推進.....	12
IV 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	12
1 消防の広域化についての普及啓発、情報提供.....	12
2 各市町からの相談への対応.....	12
3 市町間の協議の推奨及び調整.....	13
4 その他広域化を推進するために必要な措置.....	13
V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	13
1 広域化後の組織.....	13
2 広域化後の消防体制.....	13
3 広域化後の消防体制の整備のための方策.....	14
VI 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	14
1 防災に関する連携の確保.....	14
2 消防団との連携の確保.....	15

【資料】

1	香川県の消防体制の現況	1
(1)	消防の常備体制の現況	1
(2)	管轄人口別消防本部の現況	2
(3)	救急出動件数と搬送人員の推移	2
(4)	出火件数と損害額の推移	3
(5)	防火対象物数の推移	3
(6)	防火対象物の立入検査実施状況	4
(7)	危険物施設数の推移	5
(8)	危険物施設の立入検査状況	5
(9)	消防吏員数と平均年齢の推移	6
(10)	消防吏員数と年代別割合の推移	6
2	香川県の消防の広域化について～広域化の基本的な方向と検討課題～ (香川県消防広域化推進計画検討委員会審議結果)	7
3	消防組織法による市町村消防の広域化のスケジュール	8
4	消防組織法（抜粋）	9
5	香川県消防広域化推進計画検討委員会設置要綱	11

香川県消防広域化推進計画

I 消防の現況及び将来の見通し

1 消防本部設置の経緯

昭和23年3月に、消防組織法が施行され、自治体消防が発足した。

本県では、昭和23年12月に最初の消防本部が高松市（昭和49年7月、高松市消防局に改称）に設置され、翌24年には坂出市、27年には丸亀市と単独方式での消防本部の設置が続いた。その後、昭和40年代から、仲多度南部消防組合消防本部をはじめとして組合方式による消防本部の設置が進み、さらに、昭和57年10月に綾上町、綾南町、国分寺町が高松市消防局に業務委託を行い、非常備は直島町1町のみとなった。（11消防本部）

平成17年3月には、旧丸亀市、旧綾歌町、旧飯山町が合併し、現丸亀市となったことに伴い、上記2町を管轄していた飯綾消防組合消防本部は、丸亀市消防本部に統合された。（10消防本部）また、平成18年1月には、旧高松市、旧香川町、旧香南町、旧牟礼町、旧庵治町、旧国分寺町が合併し、現高松市となったことに伴い、讃岐地区広域消防本部が解散、三木町が高松市へ消防・救急業務を委託した。（9消防本部）

この結果、平成19年4月1日現在、県内には9消防本部が設置され、うち市・町の単独設置が5消防本部、一部事務組合によるものが4消防本部であり、常備化率は市町数で94.1%、県民の99.7%が常備の消防本部によってカバーされている。

2 これまでの消防の広域化への取組状況

(1) 「香川県消防広域化基本計画報告書」を策定（平成10年3月）

- ① 平成6年9月の消防庁長官通知「消防広域化基本計画の策定について」に基づき策定した。
- ② この計画は、本県の中讃地域にある6消防本部（丸亀市消防本部、坂出市消防本部、善通寺市消防本部、多度津町消防本部、飯綾消防組合消防本部、仲多度南部消防組合消防本部）の広域再編を図り、消防力を強化しようとする計画である。
- ③ 広域消防の長所・短所、財産管理、経費負担と施設使用、消防本部・署等の組織機構、職員、統合時期等について詳細な検討を行ったが、具体的進展には至らなかった。

(2) 消防広域化研究会での検討（平成13年度）

- ① 平成13年3月、消防庁長官から「消防広域化基本計画の見直しについて」の通知があった。

【通知内容】

- ・ 小規模消防本部の広域再編が重要な課題であること。
- ・ 広域再編を進めるに当たっては、市町村合併との整合性の確保が必要であること。
- ・ 管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることが一つの目安となること。

② 県内各消防本部の総務担当課長をメンバーとする「消防広域化研究会」を開催し、各消防本部が抱えている問題点や、広域化（案）などを検討項目として協議を進めた。

(3) 消防広域化基本計画策定委員会での検討（平成14年度）

- ① 消防広域化研究会での検討結果を踏まえ、平成15年1月に、県下の消防（局）本部消防長や県消防協会会長など関係者からなる「香川県消防広域化基本計画策定委員会」を開催し、慎重に審議した。
- ② その結果、各委員からは、現時点においては、県下各地で市町合併の動きがあり、これらの動向を見極めた上で再度検討する方が望ましいとの意見が多数を占めた。

3 消防本部の現状

(1) 管轄人口

県内9消防本部を管轄人口規模別でみた場合、人口が30万人を超える消防本部が1本部（11.1%）、30万人未満10万人以上が2本部（22.2%）、10万人未満のいわゆる小規模消防本部が6本部（66.7%）であり、小規模消防本部の割合が全国（60.2%）より高くなっている。

消防本部名	人口(人)	人口割合	本部数割合
高松市消防局	478,023	46.9%	11.1%
三観広域行政組合消防本部	138,042	13.5%	22.2%
丸亀市消防本部	111,511	10.9%	
大川広域消防本部	92,152	9.0%	66.7%
坂出市消防本部	75,473	7.4%	
善通寺市消防本部	34,816	3.4%	
小豆地区消防本部	34,114	3.4%	
仲多度南部消防組合消防本部	31,471	3.1%	
多度津町消防本部	24,016	2.4%	
計	1,019,618	100%	100%

※ 非常備の直島町（3,456人）を除く。
人口は、平成19年3月31日現在の住民基本台帳による。

(2) 管轄面積

管轄面積は、最大が高松市消防局で560.54 km² (30.1%) 次いで三観広域行政組合消防本部 340.13 km² (18.3%)、大川広域消防本部 312.24 km² (16.8%) であり、最も狭いのが多度津町消防本部 24.34 km² (1.3%) となっている。なお、全国の807消防本部管轄面積の平均は、455.8 km²である。

消防本部名	面積(km ²)	面積割合	備考
高松市消防局	560.54	30.1%	
三観広域行政組合消防本部	340.13	18.3%	
大川広域消防本部	312.24	16.8%	
仲多度南部消防組合消防本部	202.79	10.9%	
小豆地区消防本部	170.01	9.1%	
丸亀市消防本部	111.79	6.0%	
坂出市消防本部	100.53	5.4%	
善通寺市消防本部	39.88	2.1%	
多度津町消防本部	24.34	1.3%	
計	1,862.25	100%	

※ 面積は、平成18年10月1日現在の「平成18年全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。

(3) 消防職員数

消防職員数は、最多が高松市消防局で507人(42.5%)次いで三観広域行政組合消防本部173人(14.5%)、丸亀市消防本部119人(10.0%)であり、最も少ないのが多度津町消防本部32人(2.7%)となっている。

(平成19年4月1日現在)

消防本部名	条例定数(人)	実人員(人)	実人員の割合
高松市消防局	500	507	42.5%
三観広域行政組合消防本部	175	173	14.5%
丸亀市消防本部	122	119	10.0%
大川広域消防本部	110	116	9.7%
坂出市消防本部	74	74	6.2%
小豆地区消防本部	74	71	6.0%
仲多度南部消防組合消防本部	63	64	5.4%
善通寺市消防本部	39	36	3.0%
多度津町消防本部	34	32	2.7%
計	1,191	1,192	100%

4 消防本部の実情

(1) 消防力

消防本部の車両及び職員数等については、「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」に基づき整備を進めている。

整備指針に基づく基準と各消防本部の現状を比較すると、車両の充足状況は、救

急車、指揮車及び消防ポンプ自動車ではほぼ満たされているものの、比較的高価なはしご自動車、化学消防車及び救助工作車の方が充足率が低くなっている。また、消防艇は全く整備されていない。

消防職員の充足状況では、消防の常備化の進展とともに県内の消防職員数は増加してきたものの、充足率は県全体で59.2%で800名以上不足している。

(2) 職員の高齢化

県内の消防吏員の平均年齢は、平成4年には37.8歳であったが、平成12年には40.0歳、平成18年には42.6歳と、年々高齢化している。平成18年の全国の平均年齢をみると41.1歳であることから、全国よりも早く高齢化が進んでいる。

また、年齢構成についても、50代が37.9%で最も多く、次に30代24.6%となっている。(参考：図「消防吏員数と平均年齢の推移」)

消防吏員の年齢構成

(平成19年4月1日現在)

	10代	20代	30代	40代	50代	計	平均年齢
高松市消防局	1	98	113	101	194	507	42.63
丸亀市消防本部	0	15	35	21	45	116	43.11
坂出市消防本部	0	14	20	17	23	74	41.54
善通寺市消防本部	0	7	10	10	9	36	40.72
多度津町消防本部	0	3	16	7	6	32	39.16
三観広域行政組合消防本部	3	38	31	29	72	173	41.79
大川広域消防本部	3	18	36	17	42	116	41.26
小豆地区消防本部	0	14	15	11	31	71	42.96
仲多度南部消防組合消防本部	0	15	16	4	28	63	42.89
計	7	222	292	217	450	1,188	42.23
	0.6%	18.7%	24.6%	18.3%	37.9%		

※事務職員(4名)を除く

(3) 人事管理の問題

こうした職員の高齢化、年齢構成の偏りや人員不足により、職員数の少ない消防本部や職員充足率の低い消防本部では、救急業務、予防業務など高度な専門性が必要な業務での職員が慢性的に不足している。

また、人事ローテーションの硬直化、救急救命士養成中あるいは各種教育訓練期間中の補充要員が確保できないなどの理由により、救急救命士の養成や各種訓練機会等が十分に確保されない状況もある。

これらのことは大規模な消防本部と比較して、人材育成や職員の士気の高揚にも少なからず影響を与えると考えられ、ひいては住民サービスの低下を招くことが懸念される。

(4) 財政状況

① 市町の財政状況

県内市町の平成18年度普通会計決算では、市町の財政状況は、5年ぶりに地方債残高が減少(▲2.9%)し基金残高が増加(7.6%)したものの、依然として厳しい状況が続く見込みである。

歳入・歳出については、平成16年の台風災害に係る災害復旧事業(繰越分)や合併関連事業の大幅な減少が主な要因となり、歳入・歳出とも前年度を下回った。また、実質収支は前年に引き続き、全市町黒字を確保したが、単年度収支は平成13年度以来5年ぶりの赤字となり、赤字団体も前年度の6から8に増加した。

税収では、景気回復に伴う住民税法人税割の増収と税制改正(個人住民税定率減税の1/2縮減)等により2年連続増加した。

しかしながら、今後、保健福祉分野において、高齢化社会の進展により、扶助費や介護保険事業会計・老人保健医療事業会計への繰出金の増など歳出の更なる増加が見込まれることや地方財政制度の見直しにより、一層の地方交付税削減が予想されるなど、歳入見通しが依然として不透明であることから、今後も厳しい財政状況が続くと予想される。

なお、平成19年度の実質公債費比率(前3年度平均値)の算定結果(速報値)によると、地方債の発行に国や県の許可が必要となる実質公債費比率18%以上の市町は、前年度より1増加し5市町(全体の29.4%)となっている。

- (注) 1 実質収支……形式収支(歳入総額-歳出総額)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額
2 単年度収支……実質収支から前年度の実質収支(剰余金)を控除した額
3 実質公債費比率…地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い、平成18年度から導入された財政指標。標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を表している

② 消防費の状況

県内市町・組合の消防に係る平成18年度歳出決算額は180億円余となっており、近年はほぼ横ばいで推移している。

消防については、車両や資機材の整備、更新に多額の経費を要することや、老朽化した庁舎が多く、改修や建替えが必要なこと、消防・救急無線のデジタル化など多くの財政的問題を抱えている。

しかしながら、市町の財政状況が厳しくなっていることに伴い、消防費についても厳しい状況が続くと見込まれる。

平成18年度市町・組合消防費決算額

市町 組合名	区分	消防費 (A)	一般財源等 (B)	消防費に係 る基準財政 需要額 (C)	普通会計 決算額	割合 (%)		
						(B) — (A)	(B) — (C)	(A) — (C)
高松市		5,799,630	4,224,022	4,782,434	130,279,089	72.8	88.3	121.3
丸亀市		1,310,593	1,188,343	1,320,951	35,430,191	90.7	90.0	99.2
坂出市		742,000	562,148	769,730	21,419,800	75.8	73.0	96.4
善通寺市		410,928	395,242	451,496	12,888,606	96.2	87.5	91.0
観音寺市		863,748	853,936	869,380	24,193,228	98.9	98.2	99.4
さぬき市		786,603	745,261	864,388	22,907,720	94.7	86.2	91.0
東かがわ市		550,778	508,870	558,927	13,361,835	92.4	91.0	98.5
三豊市		1,098,981	1,093,344	1,136,647	27,192,928	99.5	96.2	96.7
土庄町		343,152	342,726	238,118	6,375,517	99.9	143.9	144.1
小豆島町		414,713	403,654	289,093	7,364,096	97.3	139.6	143.5
三木町		389,865	365,291	385,183	9,302,618	93.7	94.8	101.2
直島町		64,761	41,500	51,325	3,667,862	64.1	80.9	126.2
宇多津町		155,245	154,445	250,033	5,006,560	99.5	61.8	62.1
綾川町		300,865	287,095	389,963	9,337,963	95.4	73.6	77.2
琴平町		229,155	223,982	171,349	4,212,213	97.7	130.7	133.7
多度津町		285,373	284,127	322,388	7,228,963	99.6	88.1	88.5
まんのう町		494,882	485,182	357,167	8,508,294	98.0	135.8	138.6
市計		11,563,261	9,571,166	10,753,953	287,673,397	82.8	89.0	107.5
町計		2,678,011	2,588,002	2,454,619	61,004,086	96.6	105.4	109.1
仲多度南部		526,508	526,256	0	645,892	100.0	—	—
大川広域		978,400	926,590	0	1,911,300	94.7	—	—
三観広域		1,639,280	1,595,610	0	3,275,658	97.3	—	—
小豆広域		652,891	652,429	0	1,464,200	99.9	—	—
組合計		3,797,079	3,700,885	0	7,297,050	97.5	—	—
県計		18,038,351	15,860,053	13,208,572	355,974,533			

5 消防需要の動向

(1) 消防を取り巻く社会環境の変化

① 災害や事故等の多様化、大規模化

近年の災害や事故は、多様化及び大規模化の傾向にある。国内では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、昨年3月の石川県能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震などの地震災害やJR福知山線脱線事故、東京都渋谷区温泉施設爆発火災などがあり、一方県内では、平成16年の台風15号、16号及び23号による災害など、県内外を問わず災害や事故が発生している。また、今後30年以内に50%程度、50年以内では80%から90%程度の確率で発生するとされている南海地震への対応が重要な課題となっている。

これらの災害や事故は、一度に多数の部隊や資機材の投入、さらには高度な資機材も必要となり、小規模な消防本部では対応が困難な状況も考えられる。

② 人口減少時代の到来と高齢化の進展

日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後の長期的展望においても、少子化の進行により将来人口は減少すると予想されている。

香川県の総人口は、平成11年の1,030,388人をピークに減少局面に入り、平成17年の国勢調査結果では1,012,400人となっている。これは平成14年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計より早く人口減少局面に入ったと考えられ、平成17年の国勢調査に基づき同研究所が行なった本県の30年後（平成47年）の人口予測では、総人口は80万2千人で20.8%の減少を予測している。

また、平成17年国勢調査結果による老年人口は23万6千人で全体の23.3%となっており、本県の高齢化率は全国を上回る水準で進んでいる。

今後、消防本部の管轄人口が減少した場合、消防本部の規模が縮小するとともに、消防本部とあわせて地域の消防を担っている消防団員数の減少が懸念される。

(2) 香川県の中核拠点機能の強化

本県は、高松市を中心として道路、鉄道、港湾など交通の結節機能を有し、四国を統括する国の出先機関や主要企業の支社・支店の設置、さらには地域企業の集積などにより、四国の中核拠点地域としての役割を担っている。

他方、昭和63年の瀬戸大橋の開通に続き、平成11年には本州四国三橋時代を迎え、今後は広域交流や連携が活発化する一方で、これまで以上に地域間競争の激化が予想される。

21世紀の香川は、これまで以上に中核拠点機能を拡充強化するとともに、地域の特性を生かしながら、さらなる発展を遂げていかなければならない。

(3) 救急業務の増加と高度化

① 救急業務の増加

本県の救急出場件数は毎年増加の一途にあり、平成18年中の県内の救急出場件数は41,380件で10年前の平成8年の27,509件と比較すると、50.4%の増加となっている。

1日平均で約113件、約13分に1回の割合で救急隊が出場し、1日平均109人、1年間で県民の約25人に1人が救急隊によって搬送されたこととなる。

救急出場件数を事故種別毎にみると、急病が最も多く22,557件と全体の54.5%を占め、次いでその他の7,410件、17.9%となっている。

救急出場件数の推移

(単位：件)

区 分	平成8	10	12	14	16	18	
救急出場件数	27,509	30,401	33,885	35,179	39,686	41,380	
事故種別件数	急病	13,232	14,851	17,177	18,026	21,029	22,557
	交通事故	6,502	6,818	6,919	6,577	6,596	6,217
	一般負傷	3,122	3,572	4,026	4,388	4,993	5,196
	その他	4,653	5,160	5,763	6,188	7,068	7,410

② 救急業務の高度化

近年の交通事故の増大や高齢化の進行、疾病構造の変化等を背景として、救急に対する住民の要請が高まる中で、プレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急措置）の充実を図るため、平成3年4月に「救急救命士法」が制定された。これにより、救急救命士の資格が制度化され、医師の指示の下に、救急現場や搬送途上において心肺停止状態に陥った傷病者に対して、高度な応急処置ができるようになった。

具体的には、平成15年4月からは、地域のメディカルコントロール体制の構築を前提として、救急救命士に包括的指示下での除細動の実施が認められるとともに、医師の具体的指示に基づき一定の要件を満たした救急救命士に対して、平成16年7月から気管挿管、平成18年4月から薬剤投与が認められている。

このような救急業務の高度化に適切に対応していくためには、救急隊員の教育訓練の充実、専任化を図り、救急救命士の養成及び効果的な再教育・病院実習の実施を推進するとともに、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備、医療機関との一層の連携、住民に対する応急手当の普及啓発等の対策を総合的、計画的に推進していく必要がある。

(注) 1 メディカルコントロール体制…プレホスピタル・ケアにおいて救急隊員が傷病者に提供する医療サービスの「品質管理」を行うシステム

2 気管挿管……口から気管にチューブを挿入し、気道確保すること。

3 薬剤投与……意識がなく心臓機能が停止している傷病者に対し、アドレナリンを投与すること。

救急救命士数の推移

(単位：人)

区分	平成8	10	12	14	16	18
救急救命士数	44	75	111	141	157	164

(4) 救助業務の増加と高度化

消防機関の行う救助活動は、沿革的には火災時における人命救助を原点としてきたが、現在では、社会経済活動の複雑多様化に伴い、人災、交通事故、水難事故に加え、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の自然災害やJR福知山線脱線事故等の大規模列車事故における救助活動など、幅広い災害への対応が必要である。

これら年々増加する多種多様な災害に的確に対応するためには、救助活動に必要な高度救助用資機材及びこれらを搭載した救助工作車の配備に加えて、これら进行操作する専門的な知識と技術を持った高度な救助隊員が必要とされている。

救助活動件数と救助人員の推移

(単位：件、人)

区分	平成8	10	12	14	16	18
救助活動件数	240	304	330	302	397	290
救助人員	242	289	339	360	682	308

(5) 予防行政の増加と高度化

火災を発生させないための対策、また発生した場合に被害を最小限とするための対応は極めて重要である。

まず、全国的に、住宅火災による死者が建物火災による死者の大部分を占めており、しかも高齢化の進行に伴って高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて高い現状にある。今後とも、高齢化が一層進行することから、総合的な住宅防火対策を推進し、住宅火災の発生とこれによる死者の発生を抑えることが重要な課題となっている。

また、防火対象物はその数が毎年増加しており、平成18年度末には37,551棟で、20年前の昭和61年度末の25,514棟と比較すると、47.2%増加している。

併せて、近年の急速な科学技術の進展により、消防用設備等も高度な専門的技術を駆使したものとなっており、また、法令上の技術基準についても、性能規定化されるなど、その設置指導においては、高度で専門的な技術が求められている。

さらに、危険物業務については、新たな化学物質の出現などに対応する技術レベルが要求されており、取扱形態も多種多様となり、危険物施設の態様も複雑多様化している。

このような予防業務の増大と高度化に対して、専門的知識を有する職員の養成や専任化がまさに喫緊の課題となっている。

防火対象物の推移 (150 m²以上)

区分	平成4	6	8	10	12	14	16	18
対象物数	31,793	33,316	34,491	35,443	36,052	36,835	37,769	37,551

※ 防火対象物数は、各年度の3月31日現在

防火対象物の立入検査実施状況

(平成19年3月31日現在)

	防火対象物数 (A)	防火対象物の種類			18年度中の立入検査数 (B)	率 (B)/(A)
		地上5階未満(地下のみを除く)	地上5階以上	地下のみ		
高松市消防局	18,056	16,119	1,931	6	760	4.2%
丸亀市消防本部	3,999	3,771	228	0	114	2.9%
坂出市消防本部	3,276	3,079	197	0	317	9.7%
善通寺市消防本部	1,524	1,472	52	0	65	4.3%
多度津町消防本部	720	710	10	0	18	2.5%
三観広域行政組合消防本部	3,538	3,455	83	0	677	19.1%
大川広域消防本部	4,192	4,115	77	0	631	15.1%
小豆地区消防本部	1,344	1,299	45	0	114	8.5%
仲多度南部消防組合消防本部	769	732	36	1	221	28.7%
直島町	133	129	3	1	14	10.5%
合計	37,551	34,881	2,662	8	2,931	7.8%

危険物施設数の推移

区分	平成4	6	8	10	12	14	16	18
危険物施設数	4,974	4,980	5,076	5,057	5,032	4,960	4,824	4,738
製造所	41	42	41	42	43	43	43	45
貯蔵所	3,246	3,229	3,293	3,293	3,286	3,231	3,134	3,076
取扱所	1,687	1,709	1,742	1,722	1,703	1,686	1,647	1,617

危険物施設の立入検査実施状況

(平成19年3月31日現在)

	危険物施設数 (A)	18年度中の 立入検査数 (B)	率 (B)/(A)
高松市消防局	1,548	218	14.2%
丸亀市消防本部	462	188	40.7%
坂出市消防本部	795	179	22.5%
善通寺市消防本部	126	36	28.6%
多度津町消防本部	137	55	40.1%
三観広域行政組合消防本部	126	167	132.5%
大川広域消防本部	412	110	26.7%
小豆地区消防本部	762	112	14.7%
仲多度南部消防組合消防本部	247	149	60.3%
直島町	81	10	12.3%
合計	4,696	1,224	26.1%

(6) 火災の発生状況

昭和50年代には600～800件の火災が発生していたが、昭和60年代に入って減少しはじめ、平成4年には419件にまで減少したものの、その後、再び増加傾向に転じ、平成6年以降は、年間平均500件程度で推移している。

このように火災の発生件数は、ほぼ横這いで推移しているものの、都市化の進展、生活様式の変化、社会経済活動の発展等に伴って、火災の態様は複雑多様化の傾向にある。

火災発生件数の推移

(単位:件)

区分	平成8	10	12	14	16	18
出火件数	519	485	523	567	465	441

(7) 火災原因調査体制の充実強化

火災原因調査は、火災予防の根幹をなす業務であり、また、製造物責任法が平成7年から施行されたことに伴い、火災の原因調査は、益々重要な消防業務となっているが、火災原因の不明率が最近5ヵ年で10%程度と、依然として高くなっており、この面でも、専門的知識を有する職員の養成や専任化等による火災原因調査体制の充実強化が強く求められている。

Ⅱ 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 消防の広域化の必要性

近年、災害の態様が複雑・多様化、大規模化しているほか、南海地震への対策が急務となるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、県民の生命、身体及び財産を守る消防の使命はますます重要になっている。

しかしながら、小規模な消防本部は、出動体制、消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、厳しい財政運営が指摘されるなど、消防体制としては十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町の消防の広域化が推進されてきたところであるが、県内の3分の2の消防本部が管轄人口が10万人未満のいわゆる小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言いがたい。

本県の総人口は平成11年をピークに減少局面に入り、今後も少子高齢化の進行に伴い減少すると予想されている。このことにより、高齢者の増加に伴う急病等による救急出場がさらに増加することが予測され、消防力の整備指針の基準となる消防本部の管轄人口の減少とともに、将来の常備消防の体制に大きな影響があるものと考えられる。

また、この少子高齢化は、消防本部とともに地域の消防を担う消防団員の確保についても大きな影響があると予想される。

このような状況を総合的に勘案した場合、市町の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後とも、より一層自主的な市町の消防の広域化を推進することが必要である。

2 消防の広域化を推進する基本的な考え方

(1) この推進計画は、消防の広域化を推進する必要があると認める市町について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とする。

(2) 消防の広域化は、消防体制の整備及び確立により、住民への消防サービスの向上を図るために行うものであるが、広域化後の消防体制などの諸課題について、具体的に検討のうえ推進する。

- (3) 本計画による消防の広域化は、いわゆる常備消防の広域化であり、消防団は広域化の対象とはしない。

Ⅲ 消防の広域化の対象となる市町（広域化対象市町）の組合せ

消防の現況及び将来の見通しを踏まえ、本県において推進する必要がある自主的な消防の広域化の対象となる市町の組合せ等は、次のとおりである。

1 県内17市町の全てを広域化の対象

県内の17市町全てを広域化の対象とし、9消防本部を1消防本部に統合する。

2 直島町の常備化の推進

消防本部の統合と併せて、県内唯一の非常備町である直島町の常備化を推進する。

Ⅳ 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

消防の広域化は、市町の自主的な意思に基づいて行われるものであるが、広域化を進めるためには、各市町等の連携、調整、協力が必要となる。このため、県は市町を包括する広域の地方公共団体として、市町に関する連絡調整に関する事務を処理するものとして（地方自治法第2条第5項）、また、市町の消防が十分に行われるよう消防に関する市町相互間の連絡調整を図るものとして（消防組織法第29条）、自主的な市町の消防の広域化を推進するため、次の措置の実施に努めるものとする。

1 消防の広域化についての普及啓発、情報提供

県及び市町が有する各種の広報媒体等を通じて、広く県民や関係者に対する普及啓発や情報提供を行う。

2 各市町からの相談への対応

(1) 消防の広域化を積極的に推進するため、県は、市町等による「広域消防運営計画」の協議には積極的に参加する。

(2) 広域化に関する市町からの相談には積極的に対応するとともに、市町からの求めに応じて、各種会議等への担当職員の派遣などを行う。

3 市町間の協議の推奨及び調整

市町の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町相互間における必要な調整を行う。この調整とは、広域化対象市町間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整を指すものであり、関係市町の合意形成のために行うものである。

4 その他広域化を推進するために必要な措置

- (1) 広域化を実現するための支援の充実や財源の確保等について、引き続き国に要請する。
- (2) 今後とも、広域化に関する調査や研究を行う。

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

消防の広域化が行われた後、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、基本的な事項を次のとおり定める。

1 広域化後の組織

市町の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることが想定される。本県の消防体制のあり方としてどのような組織が最も望ましいかを慎重に検討する必要がある。

(1) 広域連合

広域的な政策、行政需要に対応する。国、県等から直接に権限等の委任を受けることができる。

(2) 一部事務組合

複数の市町等が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織である。

(3) 事務委託

他の市町等へ事務を委託して処理する方式である。

2 広域化後の消防体制

(1) 消防の広域化は「消防本部の広域化」であり、消防署、出張所等の施設や職員は、原則として削減しない。

(2) 一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等についてよく検討し、広域化の効果を十分発揮するよう努める。

(3) 「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示)」に基づき、引き続き整備を進める。

(4) 災害時における市町長との実質的な関係が現状より後退しないものとする。

(5) 消防団との連携強化に努める。

3 広域化後の消防体制の整備のための方策

広域化の効果を十分に発揮するとともに広域化後の消防の円滑な運営を図るため、次の事項については、市町間で協議の上、できるだけ広域消防運営計画等で定めることが望ましい。

- (1) 部隊運用、指令管制等に関する計画
- (2) 災害時等に構成市町等の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画
- (3) 消防の運営に関し、市町の意見調整が図られるような仕組みを構築すること。
- (4) 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力整備計画
- (5) 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町等ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- (6) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- (7) 広域化後の組織の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。
- (8) その他、消防体制の整備のために必要と思われるもの。

VI 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 防災（国民保護を含む。以下同じ。）に関する連携の確保

広域化後の消防本部は、次のような具体的方策等を参考として、県及び市町等の防災担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

- (1) 消防本部の所管事務と市町長の実質的な指揮権の確保の検討
- (2) 各市町等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- (3) 各市町等と当該市町等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- (4) 防災担当部局と消防本部との人事交流
- (5) 総合的な合同防災訓練の実施
- (6) 防災担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

- (7) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

2 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性から、消防の広域化の対象としておらず、従来どおり、1市町に1団を置くものとする。

したがって、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要であるため、広域化後の消防本部は、次のような具体的方策を参考として、連携の確保を図ることが必要である。

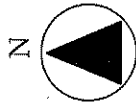
- (1) 消防長、消防署長等と各市町消防団長との連絡会議の実施
- (2) 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- (3) 構成市町の消防団と当該構成市町の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置や定例的な連絡会議の開催等
- (4) 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

【資料】

1 香川県の消防体制の現況

(1) 消防の常備体制の現況

(平成19年4月1日)



上段(管内人口)	(H19.3.31 現在)
全体	1,023,074 人
中段(管内面積)	(H18.10.1 現在)
全体	1,876.47 k m ²
下段(職員数)	(H19.4.1 現在)
全体	1,192 人

小豆広域
34,114 人
170.01k m ²
71 人

小豆地区
消防本部

直島町
3,456 人
14.22k m ²
非常備

直島町

坂出市
75,473 人
100.53k m ²
74 人

丸亀市
111,511 人
111.79k m ²
119 人

多度津町
24,016 人
24.34k m ²
32 人

善通寺市
34,816 人
39.88k m ²
36 人

三豊市
34,816 人
39.88k m ²
36 人

三観広域
138,042 人
340.13k m ²
173 人

仲多度南部分部
31,471 人
202.79k m ²
64 人

高松市
478,023 人
560.54k m ²
507 人

大川広域
92,152 人
312.24k m ²
116 人

坂出市消防本部
坂出市
丸亀市消防本部
丸亀市
善通寺市消防本部
善通寺市
三豊市消防本部
三豊市
三観広域行政組合消防本部
三観広域

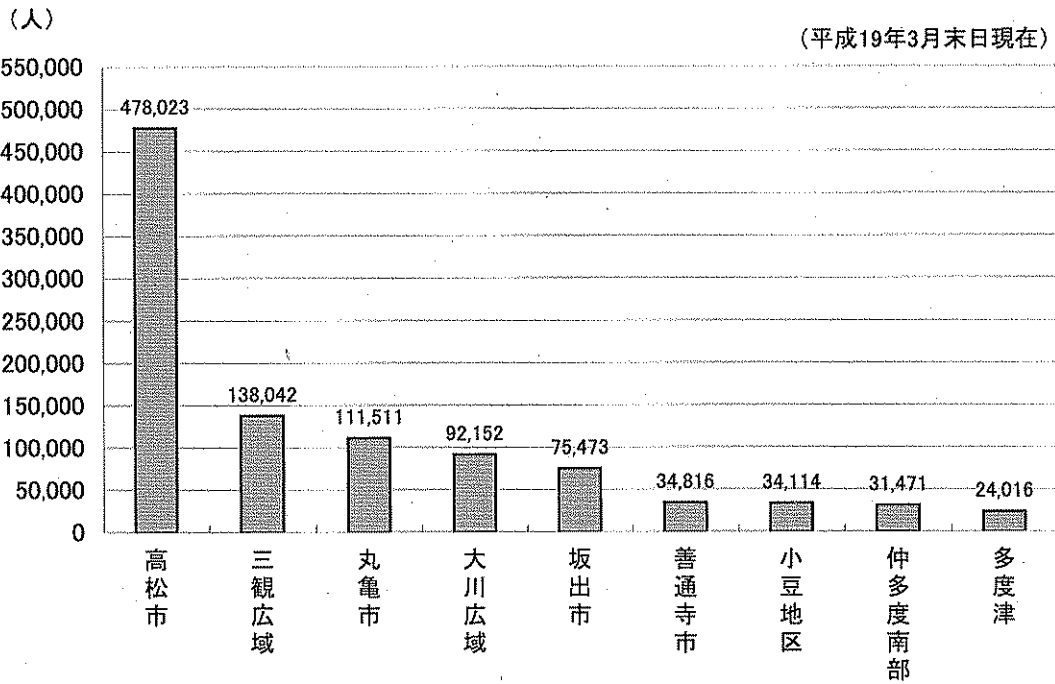
高松市消防局

仲多度南部分部
消防本部

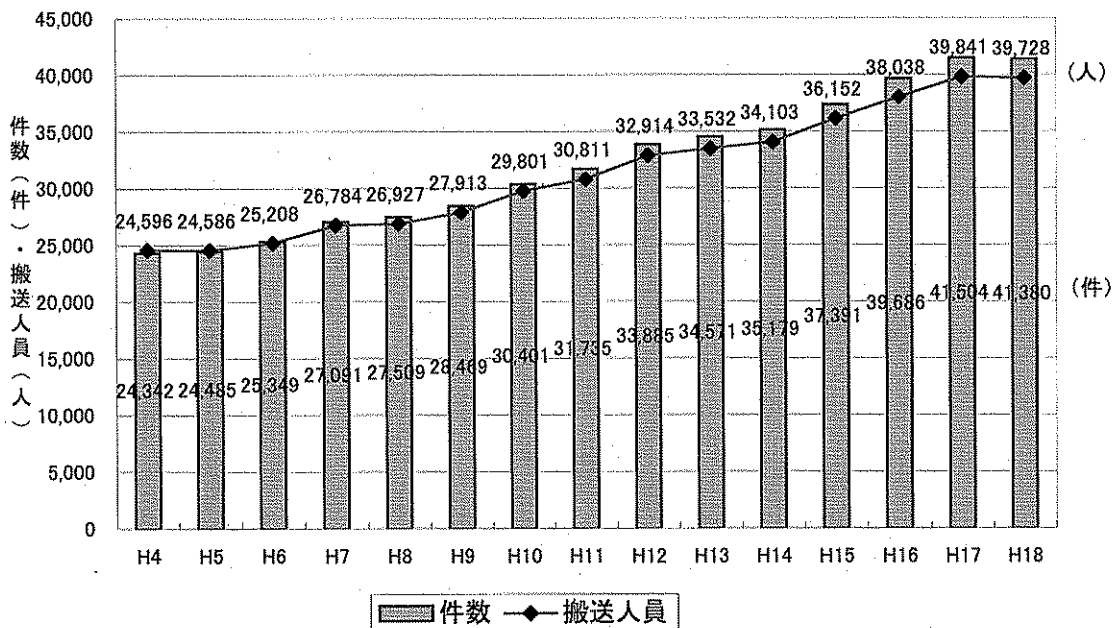
●	消防(局) 本部兼消防署
●	消防署
○	分署
□	出張所、分遣所

(注) 直島町のみ非常備体制

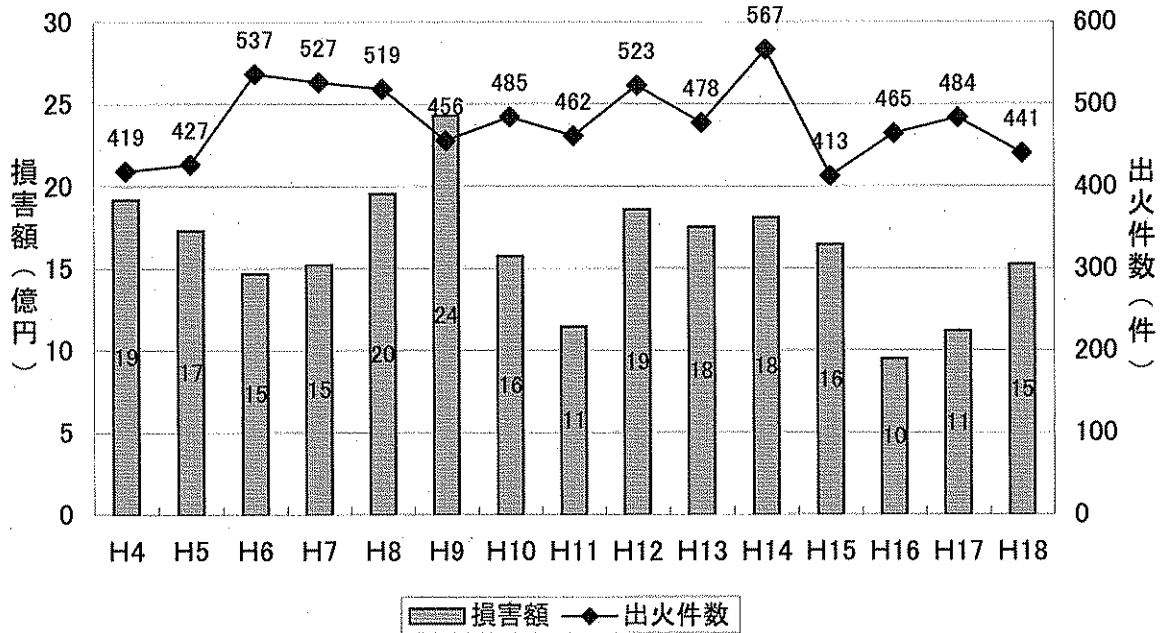
(2) 管轄人口別消防本部の現況



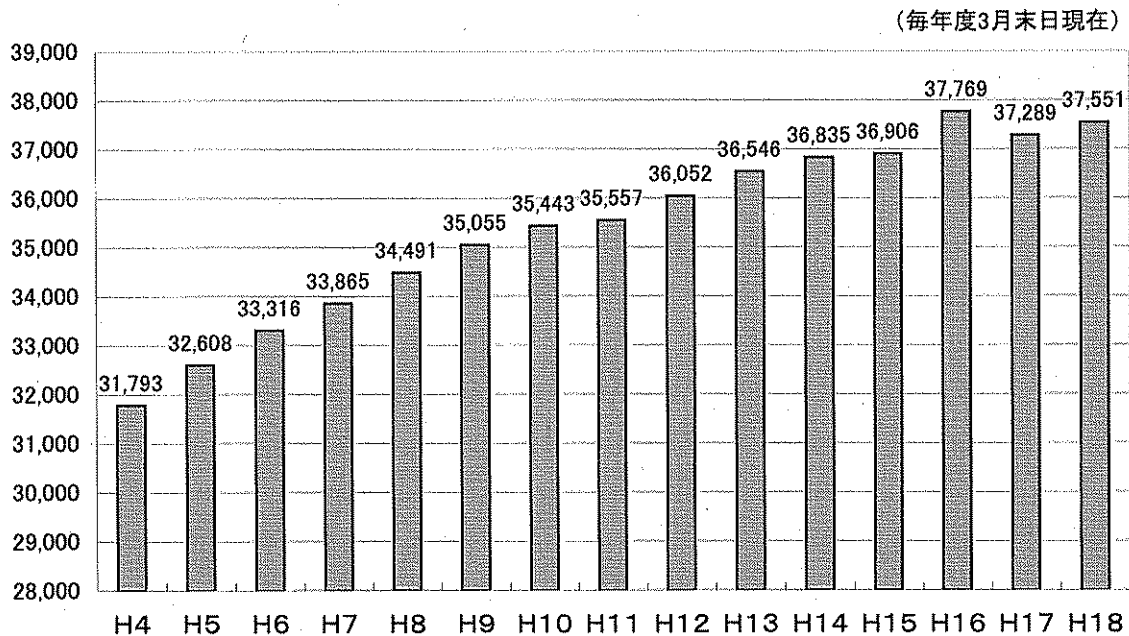
(3) 救急出動件数と搬送人員の推移



(4) 出火件数と損害額の推移



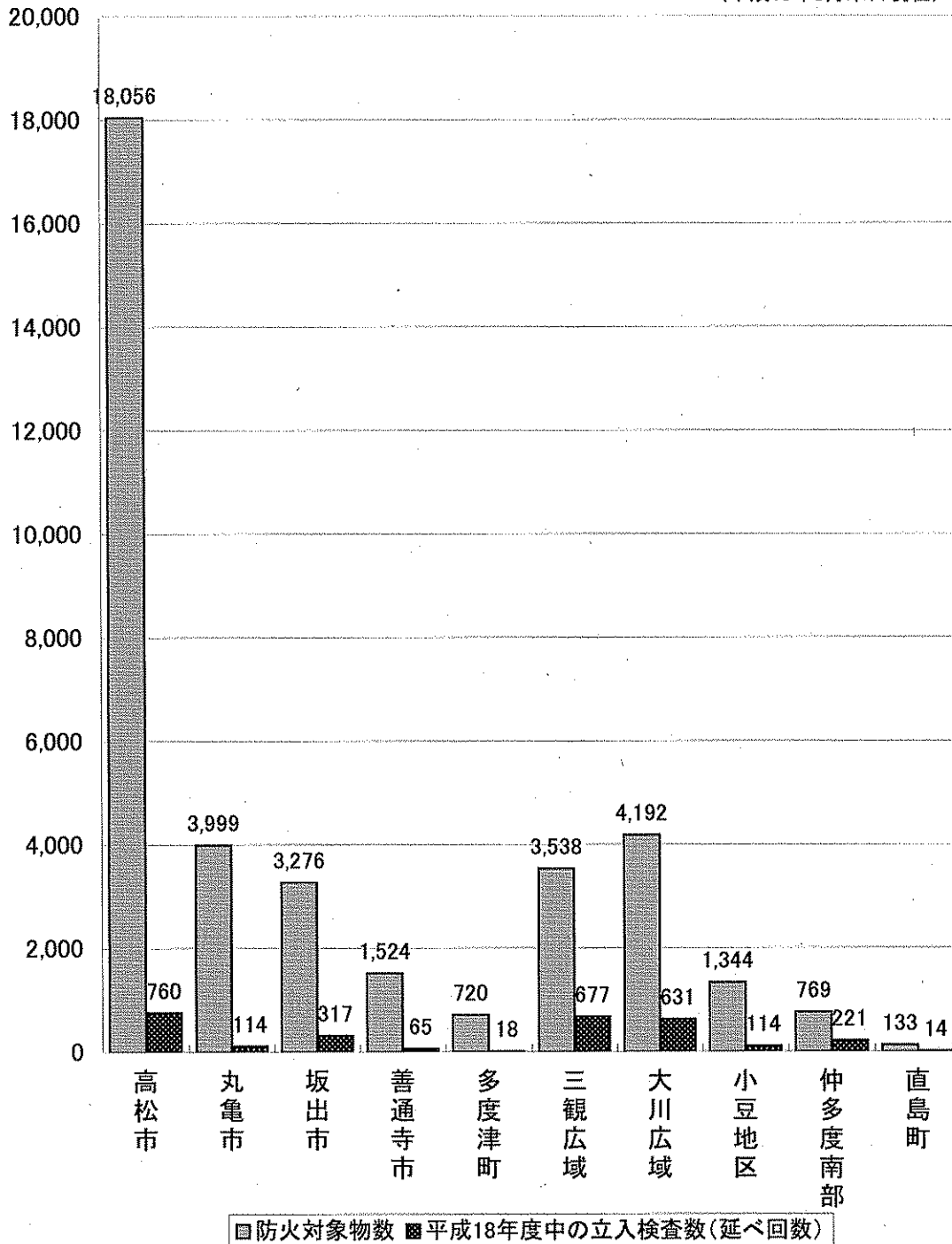
(5) 防火対象物数の推移



防火対象物・・・ 劇場、映画館、集会場、飲食店、旅館、病院等、不特定多数の人に利用される建造物等。消防法において防火対象物の用途・規模に応じて、防火管理、防災規制、消防用設備等の設置義務などのさまざまな規制が行われている。

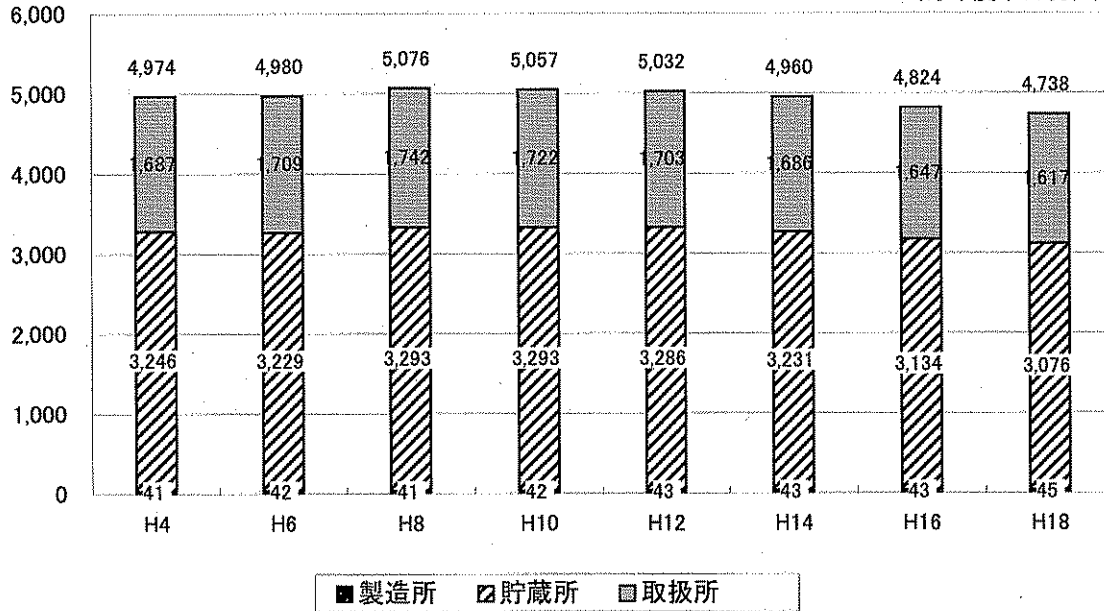
(6) 防火対象物の立入検査実施状況

(平成19年3月末日現在)



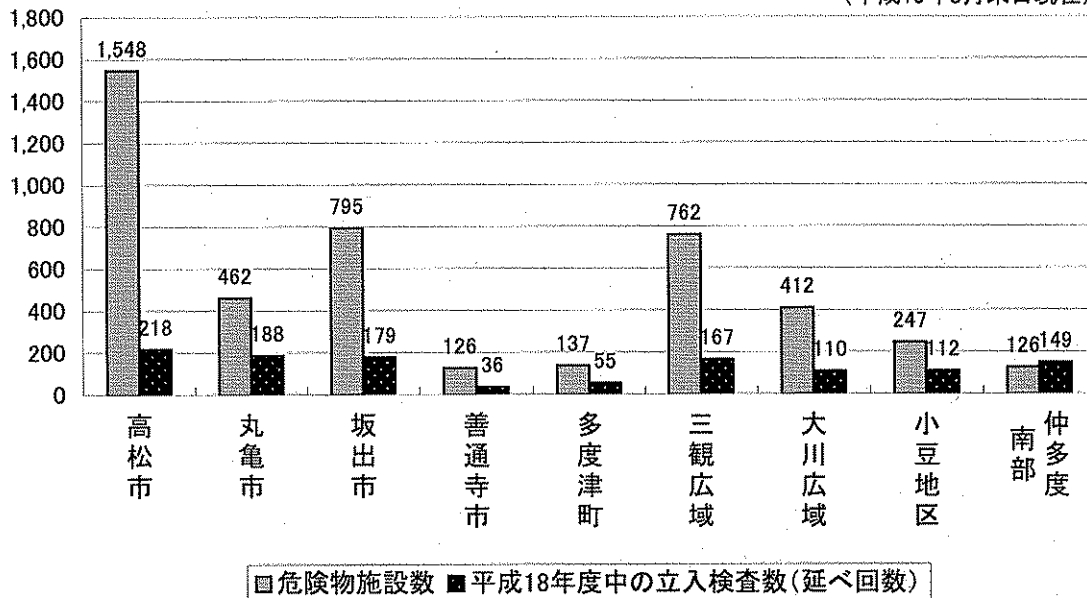
(7) 危険物施設数の推移

(毎年度末日現在)

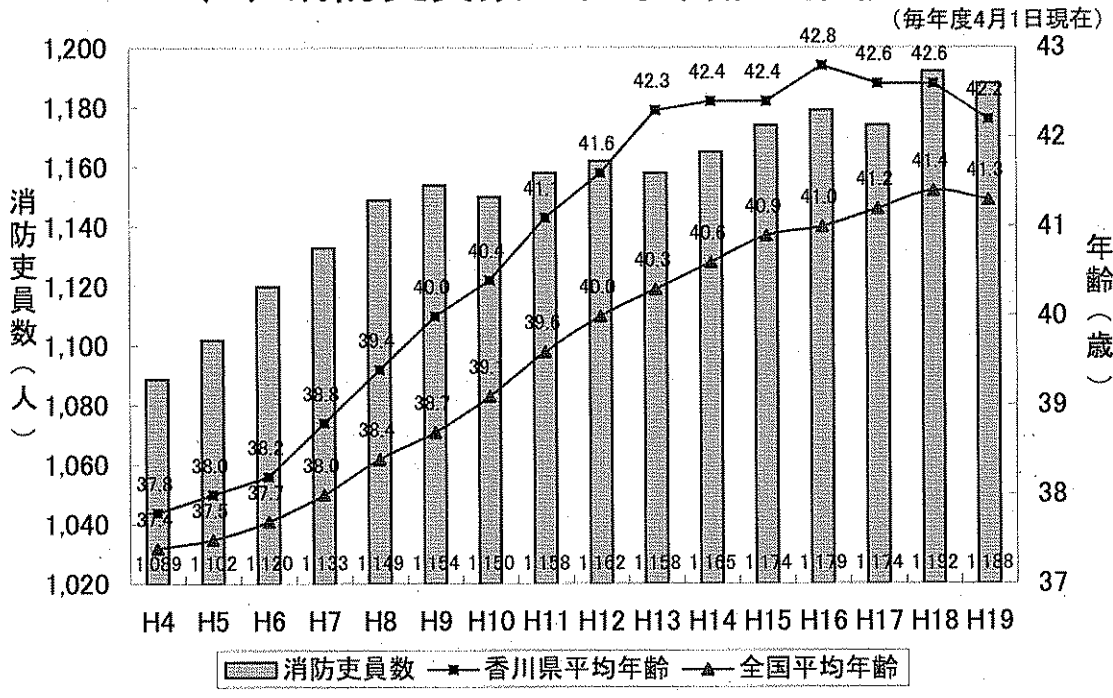


(8) 危険物施設の立入検査状況

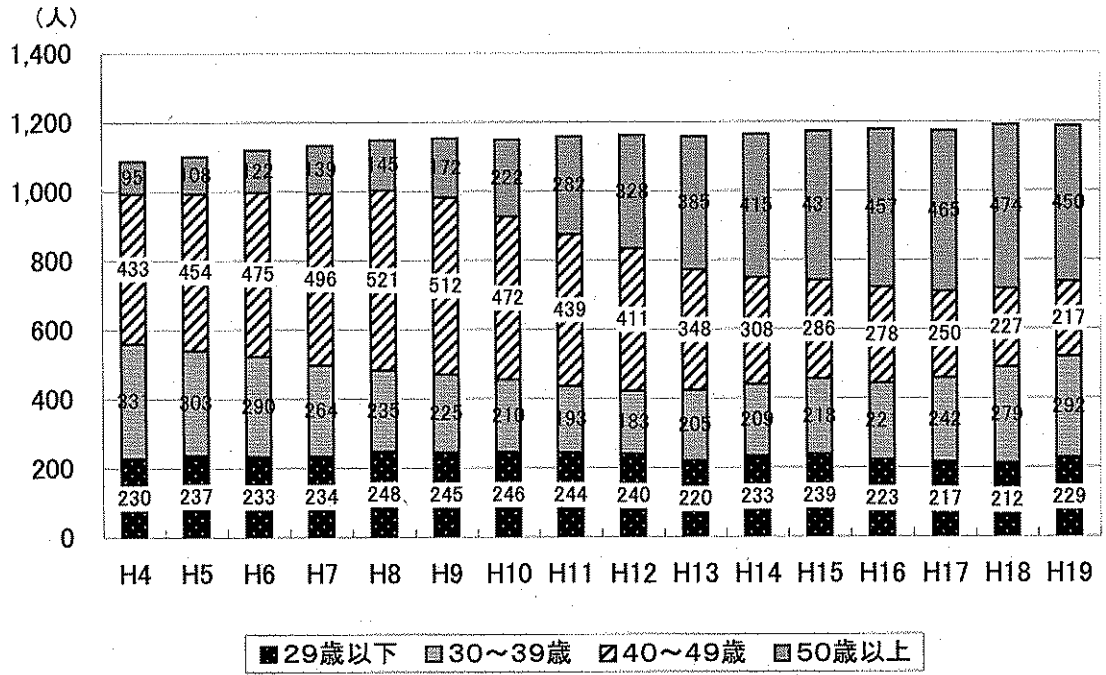
(平成19年3月末日現在)



(9) 消防吏員数と平均年齢の推移



(10) 消防吏員数と年代別割合の推移



香川県の消防の広域化について

～広域化の基本的な方向と検討課題～

1 広域化の基本的な考え方

消防の広域化は、消防体制の整備及び確立により、住民への消防サービスの向上を図るために行うものであるが、広域化後の消防体制などの諸課題について、具体的に検討のうえ推進する。

2 消防の広域化の対象となる市町

- (1) 県内17市町の全てを広域化の対象
県内の17市町全てを広域化の対象とし、9消防本部を1消防本部に統合する。
- (2) 直島町の常備化の推進
消防本部の統合と併せて、県内唯一の非常備町である直島町の常備化を推進する。

3 広域化後の消防体制

- (1) 消防の広域化は「消防本部の広域化」であり、消防署、出張所等の施設や職員は、原則として削減しない。
- (2) 一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等についてよく検討し、広域化の効果を十分発揮するよう努める。
- (3) 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示）」に基づき、引き続き整備を進める。
- (4) 災害時における市町長との実質的な関係が現状より後退しないものとする。
- (5) 消防団との連携強化に努める。

4 今後の検討組織

- (1) 現在の検討委員会により、引き続き広域化の検討を進める。
- (2) 検討委員会の下に複数の「部会」を設置し、具体的課題の検討を進める。

5 平成20年度以降の主な検討課題

- (1) 広域化後の組織体制
- (2) 消防本部の通信指令
- (3) 職員の任用等
- (4) 財政計画
- (5) 構成市町との連携・協力
- (6) 消防団等との連携
- (7) その他

消防組織法による市町村消防の広域化のスケジュール

平成18年6月14日

「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

平成18年7月12日

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(消防庁告示)

- ・消防本部の広域化の推進に関する基本的な事項
- ・広域化後の消防本部の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

平成19年度中

都道府県の定める推進計画(第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を策定
 - ・広域化対象市町村の組合せ
 - ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 等

平成20年度～

市町村の定める「広域消防運営計画」(第34条)

- 市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - ・消防本部の位置及び名称
 - ・市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末(推進計画策定後5年度以内)

消防の広域化の実現

消防組織法 (昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号) ~第四章を抜粋~

第四章 市町村の消防の広域化

(市町村の消防の広域化)

第31条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第32条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第33条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

第34条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

第35条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

香川県消防広域化推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に基づく自主的な市町の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「推進計画」という。）について検討するため、香川県消防広域化推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 三 その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱する別表1の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を総括する。

(専門部会)

第5条 第2条に掲げる事項について、専門的に調査、検討するため、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名する。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者を出席させることができる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に委員以外の関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、香川県防災局危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

(別表1)

香川県消防広域化推進計画検討委員会委員

平成19年8月1日現在

所属・職	氏名	備考
高松市長	大西 秀人	
丸亀市長	新井 哲二	
坂出市長	松浦 稔明	
善通寺市長	宮下 裕	
観音寺市長	白川 晴司	
さぬき市長	大山 茂樹	
東かがわ市長	藤井 秀城	
三豊市長	横山 忠始	
土庄町長	岡田 好平	
小豆島町長	坂下 一朗	
三木町長	石原 收	
直島町長	濱田 孝夫	
宇多津町長	谷川 実	
綾川町長	藤井 賢	
琴平町長	山下 正臣	
多度津町長	小國 宏	
まんのう町長	栗田 隆義	
(財)香川県消防協会会長	近藤 辰一	
香川県消防長会会長(高松市消防局長)	高橋 一成	
香川県婦人防火クラブ連絡協議会会長	遠山 マツエ	
香川県医師会長	森下 立昭	
(社)香川県看護協会会長	渡邊 照代	
香川大学大学院地域マネジメント研究科長	井原 理代	
香川大学客員教授	三好 勝則	委員長
香川県防災局長	川部 英則	

香川県消防広域化推進計画検討委員会専門部会

専門部会委員

平成19年11月22日現在

番号	所属・職	氏名	備考
1	高松市消防局長	高橋 一成	
2	丸亀市消防本部予防課長	香川 信起	
3	坂出市消防本部消防長	金澤 耕三	
4	善通寺市消防本部消防長	臼杵 孝夫	
5	多度津町消防本部消防長	高島 忠実	
6	三観広域行政組合消防本部消防長	真鍋 尊幸	
7	大川広域消防本部警防課長	山田 保	
8	小豆地区消防本部消防長	佐渡 達夫	
9	仲多度南部消防組合消防本部消防長	片山 隆二	
10	香川県防災局長	川部 英則	部会長
11	香川県消防学校長	山本 八朗	